

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

※「整理番号」のクリックにより、提案ごとの「国と地方の協議」結果を確認できます。

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	備考
持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区	(24秋) 385	過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	過疎地有償運送の事業許可を行うにあたって、その旅客の範囲を過疎地域その他これに類する地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって自家用有償旅客運送者が作成した名簿に記載されている者及びその同伴者に限定する現行の基準を緩和すること。	道路運送法第4条、第78条	国土交通省自動車局旅客課	地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者の運送については、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」の最終とりまとめにおいて、 ①市町村長において、「地理的条件等により、バス・タクシー事業者において地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者も含めた運送サービスの提供が困難であること」を判断するため、当該市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対し、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、サービスを提供する意思の有無を確認している(バス・タクシー事業者がサービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者が確実にサービスを提供しなければならないことを前提とするものとする。)こと、 ②すべてのバス・タクシー事業者によるサービスの提供が困難であることを確認したことについて運営協議会等へ報告していること、 ③実施主体において、あらかじめ利用者に対してバス・タクシー事業者ではないことを明示すること、 を条件として、自家用有償旅客運送の対象として認めることとすることとされた。	検討会の最終とりまとめを踏まえ、今年度中に必要な措置を講じる予定。	検討会の最終とりまとめを踏まえ、今年度中に必要な措置を講じる予定。	提案の一部について法令等の改正が行われたため、今回から様式1及び様式2に分割して記載
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	1801	特定保健用食品における審査基準の明確化	指導要領の改正等により、特区内で生産された食品に関し、現行で認められている保健機能以外の表示が許可されるために必要な科学的根拠の基準を明確にする。	・健康増進法第26条 ・特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領 ・特定保健用食品の審査申請における添付資料作成上の留意事項について	消費者庁食品表示企画課	特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確化する検討を行い、その内容を盛り込んだ「特定保健用食品の審査申請における添付資料作成上の留意事項」の改正案について、関係する審議会に示したところ。審議結果を参考に速やかに改正する予定である。	協議自体は終了。(今後、必要があれば再協議を行う。)		

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

※「整理番号」のクリックにより、提案ごとの「国と地方の協議」結果を確認できます。

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	備考
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	1801	特定保健用食品における審査基準の明確化	指導要領の改正等により、特区内で生産された食品に関し、現行で認められている保健機能以外の表示が許可されるために必要な科学的根拠の基準を明確にする。	・健康増進法第26条 ・特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領 ・特定保健用食品の審査申請における添付資料作成上の留意事項について	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課	特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確化する検討を行い、その内容を盛り込んだ「特定保健用食品の審査申請における添付資料作成上の留意事項」の改正案について、関係する審議会に示したところ。審議結果を参考に速やかに改正する予定である。	協議自体は終了。 (今後、必要があれば再協議を行う。)		
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	1802	食品への表示が可能な栄養成分および機能性の拡大	特区内で生産された食品に関し、国民の健康の保持増進に寄与すると認められる栄養成分に関しては、現行17種類の成分に限らず栄養成分および機能性の表示を認める。	・健康増進法第31条1項 ・栄養表示基準	消費者庁食品表示企画課	特区内で生産された食品が否かに関わらず、栄養機能を表示できる対象成分の拡大に向け、有識者を交えた検討を行い、今秋までに検討結果を取りまとめる予定である。	協議自体は終了。 (今後、必要があれば再協議を行う。)		
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	1802	食品への表示が可能な栄養成分および機能性の拡大	特区内で生産された食品に関し、国民の健康の保持増進に寄与すると認められる栄養成分に関しては、現行17種類の成分に限らず栄養成分および機能性の表示を認める。	・健康増進法第31条1項 ・栄養表示基準	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課	特区内で生産された食品が否かに関わらず、栄養機能を表示できる対象成分の拡大に向け、有識者を交えた検討を行い、今秋までに検討結果を取りまとめる予定である。	協議自体は終了。 (今後、必要があれば再協議を行う。)		
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	1825	サプリメント(一般健康食品)の機能性表示の緩和	保健機能食品を除いた一般健康食品(サプリメント)について、機能性を表示できるようにしたい。 なお、機能性の表示に際しては、人介入試験による論文発表のあるもののうち、査読されたものを対象とし、商品の含有量と論文の摂取量が同程度であることを前提とする。 また、機能性の表示は健康維持を目的とし、疾病リスク低減表示は含まない。	・健康増進法第26条 ・健康増進法第31条第1項 ・栄養表示基準	消費者庁食品表示企画課	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策については、平成25年12月から「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」において検討し、本年7月に報告書が取りまとめられたところ。	協議自体は終了。 (今後、必要があれば再協議を行う。)		
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	1825	サプリメント(一般健康食品)の機能性表示の緩和	保健機能食品を除いた一般健康食品(サプリメント)について、機能性を表示できるようにしたい。 なお、機能性の表示に際しては、人介入試験による論文発表のあるもののうち、査読されたものを対象とし、商品の含有量と論文の摂取量が同程度であることを前提とする。 また、機能性の表示は健康維持を目的とし、疾病リスク低減表示は含まない。	・健康増進法第26条 ・健康増進法第31条第1項 ・栄養表示基準	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策については、平成25年12月から「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」において検討し、本年7月に報告書が取りまとめられたところ。	協議自体は終了。 (今後、必要があれば再協議を行う。)		

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

※「整理番号」のクリックにより、提案ごとの「国と地方の協議」結果を確認できます。

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	備考
みえライフインベーション総合特区	2201	健康増進に資する機能性食品の効能効果の表示・広告を可能にする特例	特区内の研究開発において、保健的な効果を認める科学的な根拠が得られた機能性食品については、企業自らの責任において効能効果を食品に表示ができるものとする。	・食品衛生法第19条 ・健康増進法第26条	消費者庁 食品表示 企画課	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策については、平成25年12月から「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」において検討し、本年7月に報告書が取りまとめられたところ。	協議自体は終了。		
みえライフインベーション総合特区	2201	健康増進に資する機能性食品の効能効果の表示・広告を可能にする特例	特区内の研究開発において、保健的な効果を認める科学的な根拠が得られた機能性食品については、企業自らの責任において効能効果を食品に表示ができるものとする。	・食品衛生法第19条 ・健康増進法第26条	厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻薬対策課	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策については、平成25年12月から「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」において検討し、本年7月に報告書が取りまとめられたところ。	協議自体は終了。		
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	4133	第三種旅行者の企画旅行催行区域制限の緩和	<p>第三種旅行者が企画する募集型企画旅行のうち、特区内の草原での体験ツアーを主目的とし、地元牧野組合の了承の下で実施するものに限っては、当該区域を1行政区域と見なすことによって、隣接市町村以外の区域でも実施可能とする。</p> <p>現行制度では、第三種旅行者は、遠隔地の草原で実施されるプログラムとの連携や遠隔地への送迎を組み合わせた旅行商品を造成することができない。例えば、阿蘇市と小国町には異なるタイプの草原があるが、隣接町村ではないため、阿蘇市の事業者が両地域を組み合わせたプログラムを実施しようとしても、単独ではできない。</p> <p>また、第二種旅行業に移行するには登録要件にある高額の営業保証金の確保など必要であり、地域の事業者にとっては負担が大きい。</p> <p>このようなことから、特区申請地域の阿蘇地域8市町村は、広域市町村圏を形成しており、この圏域内を1市町村内に準じる区域と見なしていただきたい。</p>	<p>旅行業法施行規則(業務の範囲)</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲(以下「登録業務範囲」という。)の別は、次のとおりとする。</p> <p>三 第三種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域(次号において「拠点区域」という。)内において実施されるものを除く。)の実施に係るもの以外のもの)</p>	国土交通省 観光庁 観光産業課	平成25年秋における「国と地方の協議」において、「取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの」とされ、平成26年6月20日に阿蘇地域側と対面折衝を実施するなどして、引き続き検討を行ってきたところ。	<p>阿蘇地域及び内閣官房と協議を行った結果、当該地域が、「阿蘇くじゅう観光圏」を構成する地域であることに鑑み、以下の方法での措置を採ることとする。</p> <p>・時限的な実証措置として、阿蘇地域内に存する第三種旅行者が、一定の条件下、阿蘇くじゅう観光圏かつ総合特区に該当する地域及び阿蘇くまもと空港の存する地域(熊本県益城町)の範囲で募集型企画旅行商品を造成することを可能とする</p>	10月中を目処に措置開始予定	(時限経過後の取扱いについては、実証結果を踏まえた上で必要に応じ協議)